特別養護老人ホーム 明生苑　入所 利用料金のご案内

【サービス料金（1日あたり）】　（令和4年10月より）

下記の料金表によって、ご契約者の要介護度に応じたサービス利用料金から介護保険給付費額を除いた金額（自己負担額）と食費に係る費用と居住費（滞在費）の合計金額をお支払いください。
（サービス利用料金は、ご契約者の要介護度に応じて異なります。）

＜入所（多床室）＞

要介護度	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
単位数	573	641	712	780	847
サービス利用料	5884	6583	7312	8010	8698
1割負担額	588	658	731	801	869
2割負担額	1176	1316	1462	1602	1739
3割負担額	1765	1974	2193	2403	2609
食　費	1500				
居住費	860				
1割負担額合計	2948	3018	3091	3161	3229
2割負担額合計	3536	3676	3822	3962	4099
3割負担額合計	4125	4334	4553	4763	4969

＜入所（個室）＞

要介護度	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
単位数	573	641	712	780	847
サービス利用料	5884	6583	7312	8010	8698
1割負担額	588	658	731	801	869
2割負担額	1176	1316	1462	1602	1739
3割負担額	1765	1974	2193	2403	2609
食　費	1500				
居住費	1180				
1割負担額合計	3268	3338	3411	3481	3549
2割負担額合計	3856	3996	4142	4282	4419
3割負担額合計	4445	4654	4873	5083	5289

※ 1単位 10．27円

※ 以下のものは1日の料金に含まれております。
おむつ類（尿とりパット、紙パンツ等）
洗濯代、日常生活費等

含まれないもの　医療費　理美容代　一律提供以外で本人希望のもの

※ その他、該当した場合は加算料金がかかります。（詳しくは裏面をご覧ください）

※ 特別な食事を提供した場合は別途、料金がかかります。

地域区分単価（1単位あたり）

市町村	特養入所	短期入所
高崎市	10.27円	10.33円

★低所得者に対しては下記のとおり減免されます。減免には必ず特定入所者介護サービス費の減免証を提示してください。該当される場合でも提示がない場合は減免の対象にはなりません。

（負担割合証で1割負担の方のみ対象）

種類	段階層	＜多床室＞	＜個室＞
食費	第1段階	300円	
	第2段階	390円	
	第3段階	①650円　②1360円	
居住費	第1段階	0円	320円
	第2段階	370円	420円
	第3段階	370円	820円

※ 加算（減算）料金について

該当した場合は下記の加算が算定されます。

算定加算	単位数	日・月	月利用回数	月合計	内容（概略）
①日常生活継続支援加算	36	日			介護福祉士の配置と重度の方を一定以上受け入れている場合
②サービス提供体制強化加算（Ⅰ）	22	日			介護職員における介護福祉士の保有割合（80%以上）等々
③サービス提供体制強化加算（Ⅱ）	18	日			介護職員における介護福祉士の保有割合（60%以上）
④サービス提供体制強化加算（Ⅲ）	6	日			介護職員における介護福祉士の保有割合（50%以上）等々
夜間職員配置加算	13	日			夜間帯に手厚く職員を配置している場合
看護体制加算（Ⅰ）	4	日			正看護師を常勤1以上配置
看護体制加算（Ⅱ）	8	日			看護職員を基準より常勤1以上配置
療養食加算	6	回			治療食を提供した場合（1食あたり）
個別機能訓練加算（Ⅱ）	20	日			機能訓練計画を立案・実施し厚労省にデータ提出した場合
精神医療加算	5	日			月2回以上の精神科医師の往診
初期加算	30	日			新入所・再入所してから最初の30日間のみ
外泊時加算	246	日			入院等で施設より外泊した場合（月6日限度、最大12日間）
栄養マネジメント強化加算	11	日			マネジメント計画を各職種で検討し実施し厚労省に提出した場合
ADL維持等加算（Ⅱ）	60	月			ADLの維持を数値で評価し、厚労省に提出した場合
口腔衛生管理加算（Ⅱ）	110	月			歯科医師等が口腔ケアに関して指導し相談を受け、計画を厚労省に提出した場合
自立支援推進加算	300	月			医学的評価を受け、計画を策定し厚労省に提出した場合
科学的介護推進体制加算（Ⅱ）	50	月			利用者ごとの身体状況を把握し厚労省に提出した場合
排せつ支援加算（Ⅲ）	20	月			排泄に関わる特別な支援や計画を策定し厚労省に提出した場合
褥瘡マネジメント加算（Ⅱ）	13	月			褥瘡発生予防の管理における計画作成をし厚労省に提出した場合
介護職員処遇改善加算	ひと月利用総単位数の8.3%				ひと月の総単位数で計算（総単位数で変動します）
介護職員等特定処遇改善加算	ひと月利用総単位数の2.7%				ひと月の総単位数で計算（総単位数で変動します）
介護職員等ベースアップ等支援加算	ひと月利用総単位数の1.6%				ひと月の総単位数で計算（総単位数で変動します）

加算ひと月合計単位 ＿＿＿＿ 単位（処遇改善加算、特定処遇改善加算以外）

利用料の計算方法

地域区分単位 ［　　］　　負担割合 ［　　］割

介護度単位数		
加算単位数		
利用日数（回数）		
1月単位数		1月単位数＝（単位数×利用日（回）数）＋加算
処遇改善加算		処遇改善加算（小数点以下四捨五入）＝合計単位数×8.3%
特定処遇改善加算		特定処遇改善加算（小数点以下四捨五入）＝合計単位数×2.7%
ベースアップ等加算		ベースアップ等加算（小数点以下四捨五入）＝合計単位数×1.6%
合計単位数		合計単位数＝1月単位数+処遇改善加算
サービス利用料		利用料（小数点以下切捨て）＝合計単位数×地域区分単価
自己負担額		負担額＝利用料−（利用料×（1−（負担割合×0.1））（小数点以下切捨て）

食費		×	利用日数＝	
居住費		×	利用日数＝	

負担額		食費		居住費		1月総利用料
	＋		＋		＝	

ご不明な点やお問い合わせや施設の見学はお気軽にご相談ください。
事前にお電話等でご予約お願い致します。

社会福祉法人　玉樹会
特別養護老人ホーム　明生苑
TEL　027-347-1050
FAX　027-347-1148